

## 村山市農業委員会総会会議録（第11回）

1. 期日 令和4年11月14日(月) 午前10時～
2. 場所 市役所 第1会議室
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

### (1) 農業委員の出席者名簿（16名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
—	—	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
—	—	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤

### (2) 農業委員の欠席者名簿（2名）

3番	工藤 毅裕	—	—
7番	石山 公己	—	—

### (3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件
  - 議第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 議第46号 村山市農用地利用集積計画について
5. 報 告
  - 報第32号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 報第33号 農地転用制限の例外の確認について
  - 報第34号 非農地証明願について
  - 報第35号 農地改良届出について
6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名
  - 事務局長 三澤 智之
  - 農地農政係長 猪藤 潤
  - 事業推進係長 大室 市郎
7. 会議の書記
  - 農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

総会ご出席ありがとうございます。あっという間に11月になり、寒さも増して紅葉も進んでキレイになっています。りんごの収穫も進み、降雪の心配もあるため、今後の気象状況には気をつける必要があります。

去る11月8日には、県内13市農業委員会会長会議が村山市、甕葉プラザにて開催されました。2時間と言う短い間でしたが、最適化活動の進捗状況など活発な意見交換を行ったところで、各市、かなり頑張っているようで、山形市などは年間10日以上目標を立てて、99%の進捗率。鶴岡市でも記帳に苦労しており独自の報告書様式を作成して頑張っていた。今後とも、やりやすい方法、様式などを取り入れて活動を進めていきたいと思っています。

それでは、第11回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

4番 高橋 昭 委員 、 5番 石川 賢也 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は49番から53番までの5件で、すべて所有権の移転となります。地目、面積は田が598㎡、畑で合計5,620㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号49番から53番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(11月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。  
異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 44 号は、原案のとおり可決決定されました。  
続きまして、議第 45 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 4 条の許可申請は、7 番の 1 件で、田 999 m<sup>2</sup>となります。  
詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 7 番は、自己所有の農地を「駐車場、資材置場、農器具収納庫」として整備するため、許可申請するものです。申請面積は 999 m<sup>2</sup>で駐車場が 2 台分、農器具収納庫 1 棟。資材置場については、申請者が除雪事業者であるため、その除雪作業により集まった砂利などを一時的に置くために使用します。

農地区分は、農地の規模がおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当すると判断されます。立地基準については、集落において居宅・事業所に近接した農地に資材置場などを整備することから、「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当するものです。一般基準の事業実施の確実性につきましては、現在路盤高での利用であり造成の必要がないため経費がかからず、要件を満たすものと判断しております。

この案件について、11 月 2 日に現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしており許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。  
異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 45 号は、原案の通り全て可決決定されました。

続きまして、議第 46 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 300 番から 308 番までの 9 件で、申請内容は、所有権移転が 1 件、利用権設定の新規が 1 件、再設定が 7 件となります。

地目ごとの内訳は、田が 40,216 m<sup>2</sup>、畑 509 m<sup>2</sup>の計 40,725 m<sup>2</sup>になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

議案書に基づき、300 番から 308 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 2 件あります。

まずは、委員案件 301 番、306 番を除いた、300 番、302 番から 305 番、307 番から 308 番までの 7 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、300 番、302 番から 305 番、307 番から 308 番までの 7 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 46 号の 300 番、302 番から 305 番、307 番から 308 番までの 7 件については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、301 番の委員案件 1 件について審議に入ります。  
11 番委員はご退席願います。

(11 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、301 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 46 号の、301 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。  
11 番委員はご着席ください。

(11 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、306 番の委員案件 1 件について審議に入ります。  
1 番委員はご退席願います。

(1 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、306 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 46 号の、306 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

1 番委員はご着席ください。

(1 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 46 号は、原案のとおり全て可決決定されました。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 32 号から報第 35 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 32 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 33 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 34 号「非農地証明願について」、報第 35 号「農地改良届出について」本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 100 番、101 番の 2 件です。田が 12,986 m<sup>2</sup>、畑が 1,525.5 m<sup>2</sup>です。解約理由はすべて貸し人の都合によるものです。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農地転用制限の例外の確認については 8 番の 1 件で、畑 1,284 m<sup>2</sup>のうち 19.95 m<sup>2</sup>に排水路の整備をするもので、農地法施行規則(第 29 条第 1 項第 1 号)の規定に該当するものです。この規則については農地の保全や利用増進のための農道や土留め、排水路等の施設が、例外扱いになることが定められています。

なお、11 月 2 日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、25 番、26 番の 2 件で、台帳地目で田 210 m<sup>2</sup>、畑 2,625 m<sup>2</sup>です。申請内容は、20 年以上前から作業困難により農地性が失われたものや、農道として利用され農地性が失われたものであります。こちらも 11 月 2 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、11 番の 1 件で、田が 194 m<sup>2</sup>です。申請の目的は、排水不良のため盛土を行い耕作条件の整備をして、畑地として利用する内容です。

11 月 2 日に現地調査の結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第 32 号から報第 35 号まで、報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

議事の議案第 44 号から議案第 46 号までの 3 件、報告の報第 32 号から報第 35 号までの 4 件について、終了します。

終了 午前 10 時 35 分